

育児・介護休業法改正に伴うDB規約 の変更について

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ご参考にDB年金以外のお客様にも送信させていただきます。

ポイント

今般、標記につき厚生労働省より連絡がありましたので概要をご案内します。

法改正により育児・介護休業の範囲が拡大されること等に伴い就業規則等が変更されますが、そのためDB規約の変更が必要なケースとしては以下の2パターンが考えられます。

実質的な変更は無いが、DB規約上の文言のみ¹の変更が必要なケース

(加入者期間・給付額算定期間は変更なし) 【届出²】

DBの加入者期間・給付額算定期間から育児・介護休業期間を除外³しているため、加入者期間・給付額算定期間が変更となるケース 【承認・認可²】

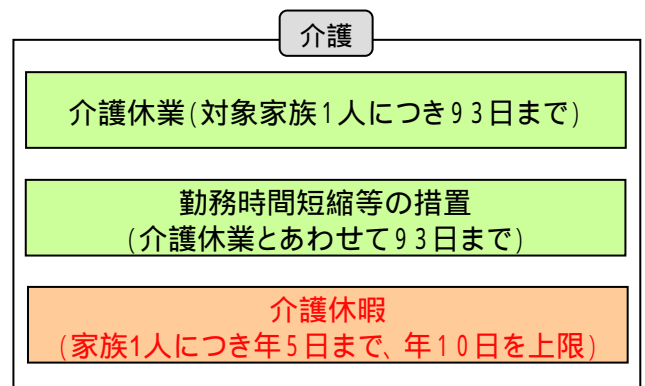
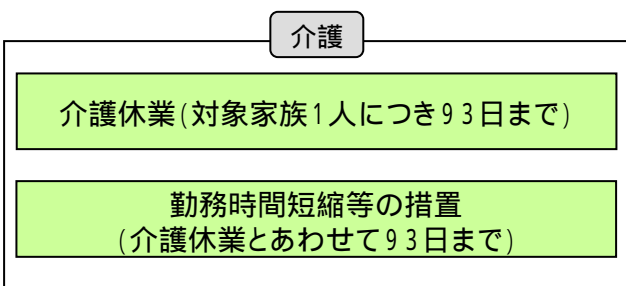
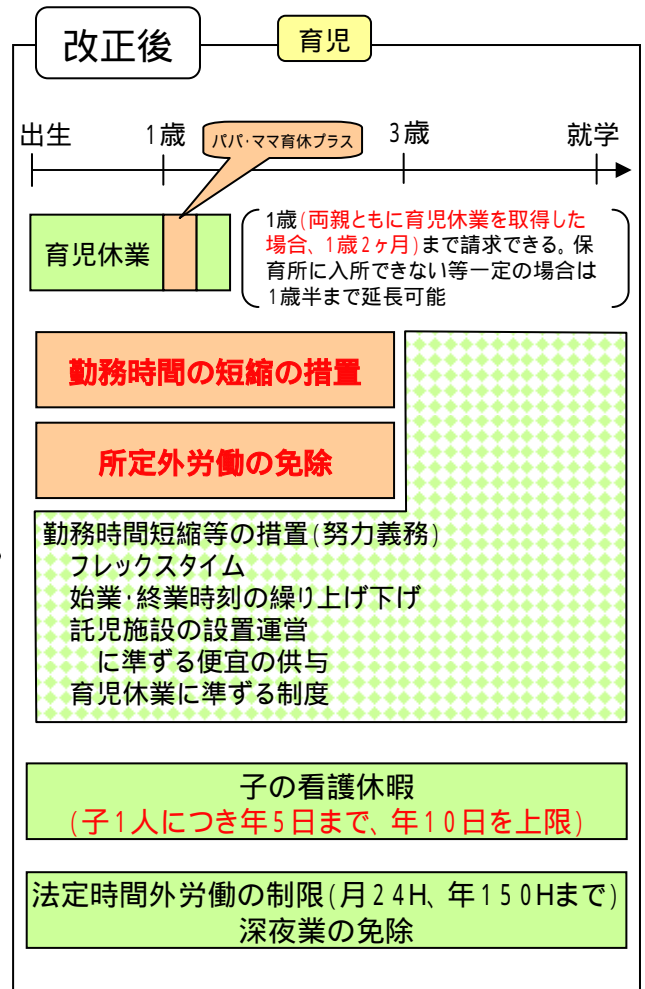
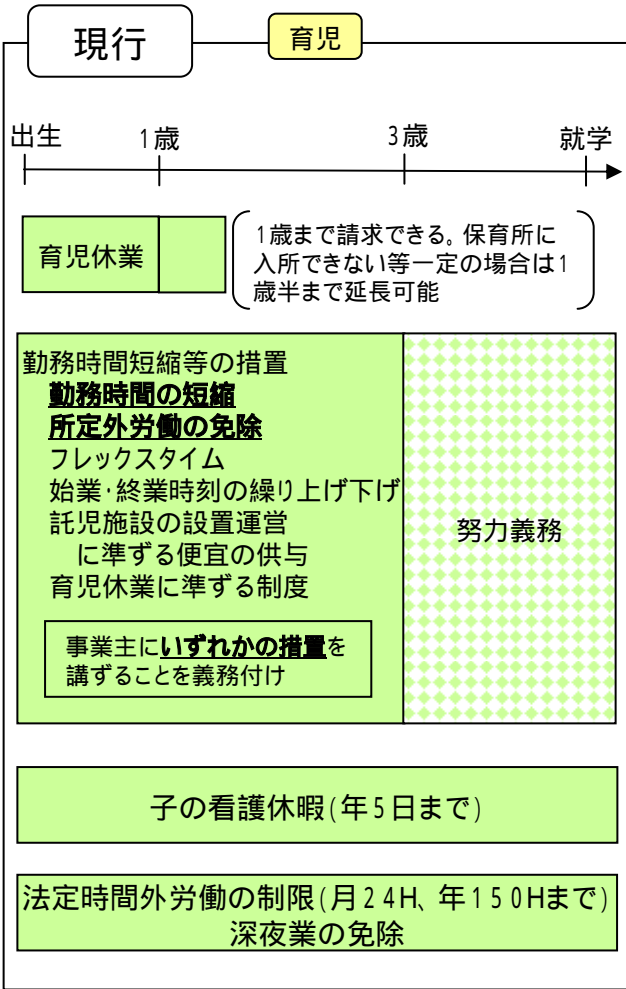
- 1 参照条文等の変更。規約上の文言の修正が不要な場合は規約変更不要。
- 2 改正育児・介護休業法は平成22年6月30日に施行されるが、6月30日までに規約変更できない場合は変更の適用日を6月30日まで遡及可能。
- 3 育児・休業期間を資格喪失させる場合も含む。

☞法改正のイメージは次頁をご参照

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)

厚生労働省HPより

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>



以上

ご参考に厚生労働省より示されたペーパーを次に添付します。

育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約の変更手続きについて

平成 22 年 5 月 11 日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

平成 22 年 6 月 30 日の「改正育児・介護休業法」施行に伴い規約変更を行う場合の手続については以下の通り取り扱うこととする。

(1) 当該法令改正に伴い、規約上の文言修正のみを行うもの。

例) 規約中で引用される「介護休暇規定」を「介護休業規定」等に改めるもの。

確定給付企業年金法施行規則第 7 条第 1 項第 9 号に規定する「内容の実質的な変更を伴わない事項」として届出により変更することが可能。なお、やむを得ない事情があり、6 月 30 日までに規約変更手続きが完了できない場合に変更の適用日を 6 月 30 日まで遡及することも可能。

(2) 当該法令改正に伴い、加入者期間及び給付算定期間等の算定方法を変更するもの。

例) 法令上新たに追加される介護休暇期間についても各算定期間から除外する旨改めるもの。

年金数理人により当該新たに除外する期間について発生率を見込んでいる場合であって、減額に該当しないと判断された場合。

確定給付企業年金法第 6 条による承認手続により規約変更を行うこと。なお、やむを得ない事情があり、6 月 30 日までに規約変更手続きが完了できない場合に変更の適用日を 6 月 30 日まで遡及することも可能。

年金数理人により当該新たに除外する期間について発生率を見込んでいる場合であって、減額に該当すると判断された場合。

確定給付企業年金法施行規則第 6 条による承認手続により規約変更を行うこと。なお、この場合には変更の適用日を遡及することはできない。

年金数理人により当該新たに除外する期間について発生率を見込んでいない場合。

確定給付企業年金法第 6 条による承認手続により規約変更を行うこと。なお、やむを得ない事情があり、6 月 30 日までに規約変更手続きが完了できない場合に変更の適用日を 6 月 30 日まで遡及することも可能。

(参考) 変更内容とそれに対する手続等

変更内容	手続	遡及の可否
(1)	届出	可
(2)	承認	可
	承認(減額手続)	不可
	承認	可